

高知県商工団体連合会 NO.1045(54-39)

〒780-8035 高知市河ノ瀬町33

TEL088-832-4838 FAX088-832-3126

Eメール kosyoren@citrus.ocn.ne.jp

ホームページ http://kosyoren.jp

このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

3・13重税反対統一行動 県下6ヶ所800人

■2023年 春の運動 (仲間増やし)

| 3/12 現在 | 拡 大 | | | | | 成果 会員 |
|------------|-----|----|----|----|----|----------|
| | 読者 | 会員 | 共済 | 婦人 | 青年 | |
| 安芸 | 4 | 2 | 3 | 0 | 0 | 4 |
| 香美郡 | 29 | 5 | 6 | 0 | 0 | 15 |
| 南国 | 13 | 2 | 5 | 1 | 0 | 6 |
| 高知 | 33 | 11 | 10 | 6 | 1 | 15 |
| 仁淀川 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 須崎 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 中村 | 5 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 |
| 計 | 94 | 22 | 26 | 7 | 1 | 49 |

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)



安芸市の集会

3月13日(月)、重税反対全国統一行動が取り組まれ、高知県内では6ヶ所790人が参加しました。自主申告、消費税減税、インボイス中止、大軍拡・大増税反対などをアピールしました。高知市、いの町、須崎市、四万十市の集会では、県連作成の「税務相談停止命令制度とのたたかい」(浦野広明税理士)のDVDを視聴し学習しました。

県会議員選挙

憲法アクションが推薦確認

3月31日告示、4月9日投票の県会議員選挙にむけて、高知憲法アクションが下記の立候補予定者(野党候補)の推薦を確認しました。(詳細は次号に掲載) <以下、敬称略>

■南国市選挙区

岡田芳秀(共産)

■高知市選挙区

塚地佐智(共産)、中根佐知(共産)

秦愛(共産)、細木良(共産)

坂本茂雄(県民の会)

■四万十市選挙区

岡本和也(共産)

■土佐清水市選挙区

橋本敏男(県民の会)

※田所裕介(高知市選挙区、県民の会)、

石井孝(四万十市選挙区、県民の会)

については協議中とのこと。



いの町の集会



南国市の集会



四万十市の集会
中村税務署までデモ行進



須崎市の集会
須崎税務署集団申告

税理士制度はどういうきっかけで、できたのか見ておく必要があると思います。1945年8月15日、ポツダム宣言を日本は受け入れ、終戦を迎えました。日本の軍国主義の排除とか民主化をどうするかということ、ポツダム宣言の実行のため連合国、アメリカが中心ですが日本を占領しました。ポツダム宣言の10項は「日本国政府は日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去する、言論、宗教、思想の自由、並びに基本的人権の尊重は確立せらるべし」としていました。つまり、日本の民主化にとって税制をどうするかということ、連合国司令官はアメリカのコロナビア大学のシャープを団長とする税制調査団を日本に派遣させ、シャープ勧告で「税理士法をつくらなければならぬ」と言うてきました。

現在の税理士が税務代理人として納税者の権利を守っているのか非常に疑問があります。戦後民主化されたはずなのですが、税理士の半分以上が無試験で、税務署に勤めていたものが税理士になっています。税務署に長く勤めていて急に納税者の権利を守る、そんなことができない現状があります。税理士法は他の「士業」と違って、人権を擁護するというような言葉が入っていません。しかも財務大臣が監督することになっているので、なかなか自由にもつが言えない状況があります。このような状況で、今の税理士につい

てもいろいろな批判があります。例えば、松本清張さんは「近く税務署に長く勤めていた役人は無試験で税理士にするという。そのためかどうか一般の税理士試験は極端に難解なものにして新人を閉め出そうとしているという。官庁の権限を利用した退職官吏天下りだ」こういうようなことも言っています。こういう制度のもとで納税者団体がものを言うことは非常に重要です。

ですからこの税務相談禁止法なんていうものは、まったく民主商工会とは無関係なものです。シャープ勧告の中でも、「納税者はその個人に代理してもらって差し支えない」と述べています。今も変わらないわけですから、憲法21条では、団体を作る自由、団結する自由、言論の自由、表現の自由を認めているわけですから、民主商工会がさらに組織を発展させ、こんな禁止令に妨害されることなく運動をすることが非常に重要です。ただこういうものが出てくると、やはり運動が萎縮してしまうということがあります。それは向こうの思うつぼになります。今までも私たちはいろいろな悪法が出てきたものを形だけのものにする、悪法というのは形が化することが重要ですので、実施させない。こういうことをこれから行っていくことが重要かと思えます。

浦野広明税理士(元立正大学法学部教授)

税務相談停止命令制度とのたたかい④

(つづく)